

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成22年1月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

みやぎ生活協同組合古川南店

大崎市古川北稲葉二丁目102-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘

仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2

4 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘

仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2

株式会社ワッツオースリー販売 代表取締役 越智 正直

大阪府大阪市中央区城見一丁目4-70

有限会社かいもん 代表取締役 我妻 喜久夫

宮城郡七ヶ浜町東宮浜上ノ台5

有限会社クライム 代表取締役 伊在井 幸雄

名取市ゆりが丘一丁目10-3

株式会社鎌田呉服店 代表取締役 鎌田 康

遠田郡涌谷町本町29

三相光学株式会社 代表取締役 瀬戸 新吾

仙台市太白区长町三丁目6-1

（変更後）みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘

仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2

株式会社ワッツオースリー販売 代表取締役 越智 正直

大阪府大阪市中央区城見一丁目4-70

阿部 幹男

登米市南方町後屋敷侍井 5 5 - 4

株式会社鎌田呉服店 代表取締役 鎌田 康

遠田郡涌谷町本町 2 9

有限会社クライム 代表取締役 伊在井 幸雄

名取市ゆりが丘一丁目 1 0 - 3

三相光学株式会社 代表取締役 瀬戸 新吾

仙台市太白区長町三丁目 6 - 1

5 変更の年月日

平成 2 1 年 5 月 2 3 日

6 届出年月日

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

8 縦覧期間

平成 2 2 年 1 月 6 日から平成 2 2 年 5 月 6 日まで（ただし，閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第 1 6 号）及び意見書様式を参考のこと。